

国民健康保険の加入手続きをお忘れなく

問 市民課保険年金係（内線127）

対象

会社を退職して健康保険証を返した方
(途切れなく次の会社の健康保険に加入する方は除く)

土岐市へ転入した方で、健康保険に加入していない方

①～③のいずれかの健康保険の加入手続きが必要です。

① 退職した会社の健康保険(任意継続)

最長で2年間、勤めていた会社の健康保険に任意で継続して加入する制度です。保険料の金額は勤めていた会社の健康保険組合に確認してください。条件によっては加入できない場合があります。

問 勤めていた会社の健康保険組合

② 家族の健康保険(扶養家族)

家族が国民健康保険以外の健康保険に加入していて、収入などの基準を満たす場合は扶養家族として加入できます。扶養家族の保険料負担はありません。

問 家族の勤務先

③ 国民健康保険

左記①・②以外の方は、国民健康保険に加入します。

手続きに必要なもの

- ・健康保険資格喪失証明書（連絡票）
- ・顔写真付きの本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）
- ・預金通帳、通帳印
- ・個人番号が分かるもの（個人番号カード、個人番号通知カード）
- ・委任状（別世帯の方が手続きする場合のみ）

国民健康保険料は、その資格が発生した月（退職日の翌日）までさかのぼって支払う必要があります。

届け出が遅れると、過去の保険料を含めて一度に高額な支払いになることがあるので、早めに手続きしてください。

固定資産税の納税通知書を送付します

納税通知書を4月11日(月)に発送する予定です。

※同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計が法定免稅点（土地・30万円、家屋・20万円、償却資産・150万円）に満たない場合は、課税されません。

※納税者の方に課税の内容をお知らせするため、納税通知書に課税明細書を添付しています。（償却資産を除く）

★課税明細書は再発行できません。大切に保管してください。

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

固定資産税を納めている方は、自分の土地や家屋の価格を他の土地や家屋の価格と比較することができます。

固定資産課税台帳の閲覧

課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者や借地・借家人の方などは、年間を通して閲覧することができます。

閲覧には本人確認ができる書類が必要です。また、借地・借家人の方などが閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要です。

期間 4月1日(金)～5月2日(月) 平日午前8時30分～午後5時15分
場所 税務課資産税係
手数料 無料
持ち物 本人確認書類（運転免許証など）
記載内容
▽土地 所在、地番、地目、地積、価格
▽家屋 所在、地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格、築年数

場所 税務課資産税係
手数料 1枚300円（上記の縦覧期間中は無料）

問 税務課資産税係（内線1533）